

平成 30 (2018) 年度 東京大学大学院新領域創成科学研究科
大学院研究生出願要項
(平成 30 (2018) 年 4 月入学者用)

大学院研究生制度とは、本研究科において特定の研究テーマについて指導教員のもとで研究しようとする者のための制度である。この制度で学位・資格等は得られない。

1. 出願資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 本研究科において修士あるいは博士の学位を得た者、又は平成 30(2018)年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (2) 前項と同等以上の学力があると認められる者

2. 出願期間・提出先

出願期間：平成 30(2018)年 1 月 10 日 (水) ～1 月 31 日 (水)

(土, 日, 祝日を除き期間内随時受付)

郵送の場合は、平成 30(2018)年 1 月 31 日 (水) 必着とする。

提出先：柏キャンパス基盤棟 1 階 新領域創成科学研究科教務係 (以下、新領域教務係)

(受付時間：午前 9:00～12:00 午後 1:00～5:00)

3. 出願手続

(1) 出願方法

出願期間内に、下記(2)の書類を新領域教務係へ持参、または郵送すること。

(2) 提出書類

①大学院研究生入学願書 (本研究科所定様式、写真 2 枚を含む)

写真は 3 か月以内に撮影した顔写真とし、1 枚は願書所定欄に貼付、1 枚はクリップ等で願書にとめること。

②研究課題と構想の大要 (本研究科所定様式)

③入学後、指導を希望する教員の意見書 (本研究科所定様式)

厳封とする。教員から直接教務係に提出することも可。

④健康診断書 (本研究科所定様式)

入学願書提出の 3 か月以内に作成されたもの。ただし、平成 29(2017)年度に本学の定期健康診断受診者は不要。

⑤出身大学院の修了証明書 (平成 30(2018)年 3 月修了見込の者は修了見込証明書)

日本語又は英語以外で記載されている場合は、和訳又は英訳を添付すること。

⑥出身大学、及び出身大学院の成績証明書 (学部の成績証明書は教養課程を含む)

日本語又は英語以外で記載されている場合は、和訳又は英訳を添付すること。

⑦返信用封筒 1 枚

選考結果等の送付先を記入し、140 円切手を貼った角形二号封筒 (A4 文書が入る大きさ)。

(3) 大学卒業者 (修士、又は博士の学位を得ていない者) で、官公庁・企業・団体等で

2 年以上の実務経験を有し、業績等について在職時の所属長から推薦された者は、上記(2)の他、⑧の書類を提出すること。

⑧所属長の推薦書

なお、⑤と⑥については、出身大学の学部の証明書とする。

(4) 官公庁・企業・団体等に在職のまま大学院研究生に入学を希望する者は、上記(2)の他、⑨～⑪の書類を提出すること。

⑨個人的研究である旨の本人の確約書

⑩官公庁・企業・団体等の事業目的の追求のために派遣するものではない旨の所属長の証明書

⑩在職のまま入学することについて差し支えない旨の所属長の証明書
※ ⑧～⑩の書類は任意の様式で差し支えないが、用紙はA4が望ましい。

4. 検定料

検定料：9,800円

支払方法：所定の検定料振込依頼書に必要事項を記入の上、最寄りの金融機関（郵便局は不可）から振り込むこと（ATM、インターネット等は利用しないこと）。

振り込み手続き後、振込金受取書(B票)及び検定料払込金受付証明書(C票)を受け取り、検定料払込証明書(C票)を入学願書裏面の所定欄に貼り付けること。
(振込金受取書(B票)は出願者が保管すること。)

5. 選考方法

当該専攻会議において審査の上、本研究科教育会議の議を経て、決定する。

6. 入学時期

平成30(2018)年4月1日

7. 在学期間

1年間

ただし、研究を継続したい場合、在学期間の延長を研究科長に願い出ることができる。その場合、研究事項は同じものに限り、在学期間は通算3年を限度とする(9.(2)参照)。

8. 入学許可及び入学手続き

選考の結果は、平成30(2018)年2月下旬に、本人宛通知する。

入学を許可された者は、指定期日までに入学料、及び授業料を納付の上、新領域教務係で所定の手続きを行うこと。

<平成30(2018)年度大学院研究生授業料等(予定)>

①入学料 84,600円

②授業料 年額：346,800円(6ヶ月分：173,400円)

※上記納付金額は予定額であり、入学時または在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。授業料納付の詳細については合格後に指示する。

9. 注意事項

- (1) 提出された書類および検定料は、いかなる事情があっても返還しない。
- (2) 研究事項を変更することはできない。変更する場合は、改めて出願の手続きをすること。
- (3) 現在、本学の学生として在籍している者が大学院研究生に出願、入学する場合でも、検定料、入学料は納付すること。
- (4) 大学院研究生として入学後、他の常勤業務に従事しようとする場合は、3.(4)の書類を提出し、許可を得なければならない。
- (5) 大学院研究生として適当でないと認められた者に対しては、退学を命ずることがある。

10. 送付・問い合わせ先

〒277-8561 千葉県柏市柏の葉5-1-5

東京大学柏キャンパス 基盤棟1階 新領域創成科学研究科教務係

電話：04-7136-4007

E-MAIL：k-kyomu@adm.k.u-tokyo.ac.jp